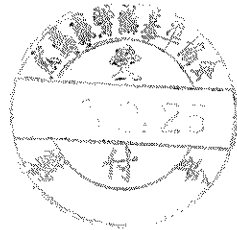


令和元年 9 月 2 5 日

荷主関係団体 各位



中国運輸局広島運輸支局  
広島労働局  
広島県トラック協会

トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力  
へのお願い（改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間を発生させないことや、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼を発生させないことなどが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年 12 月に「貨物自動車運送事業法」の改正が行われ、荷主関連部分として以下の制度改正が行われており、これらについては本年 7 月 1 日から施行されています。この改正は、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保のために重要な内容となっています。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知したく、制度改正の解説リーフレットを送付しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

【改正事項（荷主関連部分）】

- ① 荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
- ② 荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
- ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
  - ・ 国土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
  - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
  - ・ 独占禁止法の不公正な取引方法に該当すると疑うに足る事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

< 問合せ先 >

- |                   |                   |                  |
|-------------------|-------------------|------------------|
| ○ 広島運輸支局輸送・監査担当   | （リーフレットや制度改正について） | TEL：082-233-9167 |
| ○ 広島労働局労働基準部監督課   | （改善基準告示について）      | TEL：082-221-9242 |
| ○ 公益社団法人広島県トラック協会 |                   | TEL：082-264-1501 |